

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	メディキット株式会社			コード	7749
提出日	2025/6/11	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会において、新任の社外取締役選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	入江 敏之	社外取締役	○													○	新任	有
2	大瀧 敦子	社外取締役	○													○		有
3	吉田 福一	社外監査役	○													○		有
4	吉田 安幸	社外取締役	○													○		有
5	大島 秀二	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		入江敏之氏は、医師免許を有することに加え、日本IVR学会専門医、日本放射線学会放射線診断専門医を担うなど、医療業界のなかでも、当社中核業務において高い専門的知識と見識を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行し当社の経営に活かしていただけるものと判断しております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがないことから、一般株主と利益相反のおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。
2		大瀧敦子氏は、弁護士としての専門的知識、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断しております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがないことから、一般株主と利益相反のおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。
3		吉田福一氏は、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがないことや、金融機関並びに税理士法人勤務を通じて培われた企業分析力及びコンサルティング力などの豊富な知見を有しており、一般株主と利益相反のおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。
4		吉田安幸氏は、旭化成株式会で取締役、顧問を務め、医療機器業界にも精通しており、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断しております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがないことから、一般株主と利益相反のおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。
5		大島秀二氏は、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがないことや、公認会計士・税理士としての幅広い知識と経験を有していることなどから、一般株主と利益相反のおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

※3 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※4 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※5 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※6 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※7 独立役員の選任理由を記載してください。

※8 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範違反の状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。